

株式会社ウィンド・パワー・エナジー「鹿島港洋上発電事業 環境影響
評価準備書」に対する勧告について

令和5年7月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「鹿島港洋上発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社ウィンド・パワー・エナジーに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、茨城県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 茨城兼鹿嶋市及び神栖市の沖合
- ・ 原動力の種類 : 風力(洋上)
- ・ 出 力 : 159,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3年 3月 9日
環境大臣意見受理	令和 3年 5月21日
経済産業大臣意見発出	令和 3年 5月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 8月 4日
住民意見の概要等受理	令和 3年10月 8日
茨城県知意見受理	令和 3年12月23日
経済産業大臣勧告発出	令和 4年 1月27日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 4年10月28日
住民意見の概要等受理	令和 4年12月21日
茨城県知意見受理	令和 5年 4月17日
環境大臣意見受理	令和 5年 4月28日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 7月24日

問合せ先: 電力安全課 一ノ宮、須之内
電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査について

ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

○ 騒音に対する影響

風力発電設備の稼働に伴う、スイッチ音の程度を明らかにするとともに、必要に応じ、適切な環境保全措置を行うこと。

○ 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ウミネコやマガモ等の海域の鳥類や「環境省レッドリスト 2020」(令和2年3月環境省)で絶滅危惧IB類に分類されているヒメウの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

(1) 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、鳥類に係る事後調査については、風車稼働時における鳥類の状況を確認する定点調査を行うとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握できるよう検討を行うこと。また、その結果を評価書に記載し、事後調査を適切に実施すること。

(2) 事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、バードストライ

クの発生状況等を確認する調査の拡充を図ること。さらに、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。